

## 「慰籍料」についての相談（後編）

Q

よく、交通事故などで慰籍料を請求されているがどうしたらよいだろうか、どこまでが慰籍料になるのかわからないので困っているという話を聞きます。わかっているようで曖昧なこの「慰籍料」という存在について楠田先生、いろいろ教えていただけませんか。

A

前回に続き、慰籍料について説明します。

### ●傷害の慰籍料

傷害の慰籍料は、交通事故により受傷した治療中の苦痛に対して被害者を慰籍するものであります。

この慰籍料にはi)入院に対するものと ii)通院に対するものがあり、傷害（受傷）に程度の差があって、重症、軽症、その中間的なものなどがあります。そこで、実務では、入・通院に分けてそれぞれ上限額～下限額の範囲内で相当な金額を算定する表（入・通院慰籍料表）を使います。右頁に日弁連交通事故相談センター「交通事故損害額算定基準」15訂版から引用しましたので、ご覧ください。

見方は、入院だけの時は太枠で囲まれた最上段を横に入院月数に応じて、通院だけの時は太枠で囲まれた最左段を縦に通院月数に応じて見ます。入院に引き続いて通院した場合（例えば入院3ヵ月、引き続いて通院6ヵ月）は、入院月数を上欄で右へ見ていき（3ヵ月の欄を縦に）、引き続いての通院月数は左欄を下へ見ていき（6ヵ月の欄を右へ）、両者の交差する箇所の金額の範囲内で相当額を算定します。

入・通院期間がこの表を超える長期にわたる場合は、入院1ヵ月あたり上限5万円～下限4万円、通院を上限3万円～下限2万円として加算すればよいと思います。なお、一般的には、通院の期間は単に通院の開始から終了（治療ないし症状固定）までの月数を見るのではなく、だいたい1週間に2回以上（3～3.5日に1回）の通院に引き直します。例えば通院の開始から終了までは10ヵ月（約300日）としても、その間の通院回数が30回程度でしたら、実質通院期間は90～105日、月数にして3～3.5ヵ月に換算します。

しかし、それでも通院の実績については困難な問題があります。治療の必要があるにもかかわらず仕事や家事の都合で十分に通院できなかった場合とか、症状によっては通院するより自宅で安静にしている方が治療効果が高いような場合には、通院回数だけから期間換算をするのではなく、全

通院期間を基礎にして慰籍料を認めることもあります（ただし、あまり長期化していない場合）。また、治療の長期化などによって退職を余儀なくされたとか、出席日数不足による留年や資格試験受験を断念したような場合に、基準で算定した慰籍料に相当額を上乗せ（加算）することもあります。例えば大学生が治療長期化により留年したことに對して、50万円程度の慰籍料を加算した裁判例があります。

### ●後遺傷害の慰籍料

後遺傷害の慰籍料についても困難な問題がありますが、おおむね次の金額が認められています。

【後遺傷害慰籍料基準（単位：万円）】

等級	1	2	3
金額	2,400～2,800	2,000～2,400	1,700～2,000
等級	4	5	6
金額	1,450～1,700	1,250～1,450	1,050～1,250
等級	7	8	9
金額	850～1,000	700～850	530～650
等級	10	11	12
金額	2,400～2,800	320～400	220～280
等級	13	14	
金額	140～180	80～110	